

【参考】三郷市犯罪被害者等見舞金支給規則（案）の概要

1. 対象となる犯罪被害

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪（日本国内、日本国外の日本船舶又は日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為）

2. 支給の要件

- ①犯罪被害者が、犯罪被害の行為が行われた時点で市民（やむを得ない理由により住民登録をせずに市内に居住している者を含む）であること。
- ②警察に被害が認知され、警察への照会等により確認できること。

3. 犯罪被害者見舞金の種類と金額

	被害者の状態	支給対象者	金額
遺族見舞金	死亡	被害者の第一順位遺族（※1）	30万円
傷害見舞金	犯罪行為より療養期間が1か月以上かつ入院3日以上の場合	被害者本人（傷害の原因となった犯罪行為が発生した時点で市民であるかた）	10万円

※1 遺族の範囲と順位：

- ①配偶者等（事実婚、パートナーシップ宣誓者を含む）
- ②被害者と生計同一の❶子・❷父母・❸孫・❹祖父母・❺兄弟
- ③上記を除く被害者の❶子・❷父母・❸孫・❹祖父母・❺兄弟

4. 支給の制限

犯罪被害に遭われたかたやご遺族が以下に該当する場合は支給対象外となります。

- ①加害者と配偶者、直系血族、三親等内の親族のいずれかの関係にあったとき
- ②犯罪行為をほう助又は誘発する行為があったとき
- ③暴力団員に属していたとき

5. 申請の制限

見舞金は、死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは支給申請をすることができません。